

議案第 5 号

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

子育て支援施設の利用者の利便性の向上を図るため、スマートフォンを活用して利用する方式を原則とすることから、その手続を定めるため提案するものです。

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の<u>登録</u>)</p> <p>第6条 支援施設を利用しようとする者は、規則<u>で定める</u>ところにより市長の<u>登録</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次<u>の各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を<u>制限する</u>ことができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(登録の取消し等)</u></p> <p>第8条 市長は、<u>第6条の規定による</u>支援施設の利用の<u>登録</u>を受けた者（以下「利用者」という。）が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるときは、<u>当該登録を取り消すこと</u>又は利用の中止を命ずることができる。</p>	<p>(利用の<u>許可</u>)</p> <p>第6条 支援施設を利用しようとする者は、規則<u>に定める</u>ところにより市長の<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用を<u>許可しない</u>ことができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(利用の取消し)</u></p> <p>第8条 市長は、支援施設の利用の<u>許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるときは、<u>利用の許可を取り消し、又は</u>利用の中止を命ずることができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の第6条の規定による許可を受けた者（施行日以後に改正後の第6条の規定による登録を受けた者を除く。）の子育て支援施設の利用については、なお従前の例による。